原料費調整制度に基づく

令和5年2月のガス料金について

令和 4 年 12 月 28 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和5年2月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和4年9月~令和4年11月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

<u>また、このたびの調整には、電気・ガス価格激変緩和対策事業(※)の政府支援を踏まえ、原料費</u> 調整後の単価から1m³当たり30円の値引きが反映されています。

令和5年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/)

以上

<お問い合わせ先> 上越市ガス水道局 総務課料金出納係 TEL 025-522-5518

料 金 表 (令和5年2月)

● 一般契約料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます) 基準単位料金に対しては50.60円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0 ~ 25m³	26∼150m³	151m³∼
基本料金 (円/月)	374. 00	418. 00	638. 00
調整単位料金 (円/m³)	173. 10	171. 33	169. 87

[※] 調整単位料金は、政府の支援で、30円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月のご使用量	令和5年2月 適用料金	令和 5 年 1 月 適用料金	増減額	増減率
35m³	6, 414 円/月	7, 487 円/月	△1,073円/月	△14. 33%

[※] 当市におけるご家庭の 1 件 1 か月当たり平均使用量 35m^3 ($45.0 \times 5.0 \times$

【参考】

1か月のご使用量	令和5年2月 適用料金	令和 5 年 1 月 適用料金	増減額	増減率
100m³	17, 551 円/月	20, 617 円/月	△3,066 円∕月	△14. 87%

※ 政府の支援により、3,000円(=100m³×30円)が値引きされています。

くお問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

[※] 政府の支援により、1,050円(=35m³×30円)が値引きされています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和 4 年 9 月~令和 4 年 11 月	令和 4 年 8 月~令和 4 年 10 月	
	(令和5年2月検針分に適用)	(令和5年1月検針分に適用)	
平均原料価格※1	152, 640 円/トン	153, 450 円/トシ	

基準平均原料価格※2	54, 900 円/トン
------------	--------------

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.9751+LPG平均価格×0.0458
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定(令和元年6月から8月までのLNG平均価格54,070円×0.9751+ 令和元年6月から8月までのLPG平均価格47,480円×0.0458)
- ◆ 平均原料価格の算定

LNG平均原料価格=LNG平均価格(令和4年9月~令和4年11月貿易統計値)×0.9751

=152,010 円/t × 0.9751

=148, 224. 951 円/t

LPG平均原料価格=LPG平均価格(令和4年9月~令和4年11月貿易統計値)×0.0458

=96,380 円/t × 0.0458

=4.414.204 円/t

平均原料価格=LNG平均原料価格+LPG平均原料価格

=148, 224, 951 円/t +4, 414, 204 円/t

=152,639.155 円/t

↓ (10 円未満四捨五入)

=152.640 円/t

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

=152,640 円/t-54,900 円/t

=97,740 円/t

↓ (100円未満切捨て)

=97,700 円/t

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+(0.075円×原料価格変動額/100円)×1.1

=120.73 円+ (0.075 円×97,700 円/100 円) ×1.1

=120.73 円+80.6025 円

=120.73円+80.60円(小数点第3位以下切下げ)

=201.33円

◆ 政府の支援による特別措置(1 m³当たり30円値引き)

特別措置後の調整単位料金=120.73円+(80.60円-30円)=171.33円

※ 原料価格変動額 100 円につき基準単位料金単価を 1 m³当たり 0.0825 円(0.075 円に 1.1 を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり50.60円(税込)上方調整します。